

平成31年2月21日



飯山市農業委員会議事録

平成31年2月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会

平成31年2月21日



飯山市農業委員会議事録

平成31年2月農業委員会議事内容

日	時	平成31年2月21日（木）	午後1時30分開会
場	所	飯山市役所 4階 全員協議会室	
出席及び欠席者	別紙のとおり		
議	長	松永 晋一 農業委員長	
議事録署名委員	議席番号	5番	増山 正一 委員
	議席番号	9番	服部 彰夫 委員
農地議案審議	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	
	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	
	議案第3号	農用地利用集積計画の決定について	
	報告第1号	農用地利用配分計画 案 について	



飯山市農業委員会議事録

別 紙

出欠		氏 名	備 考
欠席	1	飛澤 正志	
出席	2	山崎 隆寛	
出席	3	小野沢 純夫	
出席	4	今井 寛	
出席	5	増山 正一	
出席	6	小林 喜代春	
出席	7	小嶋 秀典	
出席	8	山田 藤吉	
出席	9	服部 彰夫	
出席	10	服部 克士	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	大熊 妙子	
出席	14	丸山 和義	
出席	15	酒井 智恵子	
出席	16	宮澤 義仁	
出席	17	廣瀬 公一	
出席	18	小出 政敏	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



飯山市農業委員会議事録

事務局	これより2月の農業委員会総会を始めさせていただきたいと思います。最初に会長よりご挨拶をお願いします。
会長	2、3日前から非常に暖かくて、春の気配を感じている今日この頃であります。また今年の農作業の計画等を立てる時期になってきておりますが、よろしくお願いいたしますと思います。 この間、豚コレラが発生したということで、委員の中にも豚を飼っている方がおられますので、県からの報告をおつなぎしたいと思います。長野県内では、2月6日に愛知県から入った宮田村の農場で豚コレラが発生して、2444頭を殺処分したということでございます。それで、7日に殺処分が完了し、9日に消毒埋却等完了したということでございます。その後、県ではその農場と出入りしたとみられるようなところを重点的に13農場で移動制限をしたということでございます。以後、調査をしていたところでございますが、13農場では全て陰性であったということが確認できたということでございます。伝染予防法によっては、最終接触28日間を農場から報告をもらうということでございます。蔓延防止策とすれば、2月9日から28日間消毒を行うということで、発生農場から半径3km以内を通過する畜産関係車両を設置場所2箇所消毒しておくということ。県内養豚場における消毒強化ということで、55農場で敷地内の消毒強化を行っております。それと野生イノシシとの関連も指摘されているわけですが、電気柵の設置を支援するということで、補助率1/2です。野生イノシシ対策ということで、野生イノシシ豚のウイルスの確認検査を実施している。28日間発生農場から半径10km以内で捕獲したイノシシ及び死んでいたイノシシを確認するというでやっていると。そして発生農場半径10km以内の敷地で、銃や犬を利用した狩猟の自粛を要請している。それと野生のイノシシの監視体制では、新たに監視強化区域を設定して死亡した野生イノシシの監視を強化していくということで、監視区域は上伊那、松本、木曽、南信州地域。猟友会、森林管理局、鳥獣保護管理委員等に要請したということ。強化期間は上伊那、松本地域で28日間、木曽、南信州地域では当分の間ということでございます。発生しますと多大な畜産農家に影響があるわけでございます。県は万全な体制を敷いてやっているということでございます。飼育農家への立入等は自粛してもらいたいというようなことでございますので、よろしくお願いいたします。 今日は、この後、市長との懇談会を予定しております。今日の議案審議はそんなに多くないわけですが、また慎重に審議いただきますようお願いして開会の挨拶とさせていただきます。
事務局	【事務局より資料をもとに経過報告】
議長	議事録署名人の指名はこちらで指名させていただきます。 議席番号 5番 増山 正一 委員 議席番号 9番 服部 彰夫 委員 それでは農地議案審議に入ります。
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。



飯山市農業委員会議事録

事務局	【議案第1号 所有権移転 No.39 議案書をもとに朗読】 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。また、担当地区の委員さんから補足等ありましたらお願いします。
14 番	No.3の申請地は数年前から借りて作っていたという経過の中で、譲渡人が年をして、返してもらっても自分では作れないので、譲り渡すことになったそうです。問題ないと思います。
議長	それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可するという事で、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について農業委員会は許可することに決定します。
議長	続いて議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案第2号 No.17 議案書をもとに朗読】
14 番	No.17の譲受人が田んぼの所を借りて資材置き場にしてあった。前にそこに倉庫などを建て始めたので、それで通報があって急遽飛んでいきまして、県から撤去命令が出るという話をして取り壊しさせたりした経過があって、去年の春に全部撤去をして農地に戻してもらった。そんなことがあり譲受人がいろんなところで資材置き場の土地を探していたようです。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。
議長	地図を見ると、申請地の横の建物と一体的な土地ですか。
事務局	違います、独立しています。角地にも土地があるんですが、雑種地などで農地ではない。この一角では農地は申請地だけということです。丸山委員さんから話があったことも、事前に把握していましたので、本人によく話をした経過もございます。
議長	他にございますか。



飯山市農業委員会議事録

議長	(意見・質問なし) 無いようですので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について原案通り許可相当に賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について農業委員会は許可することに決定します。 続いて議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明をお願いします。関係する委員の退席をお願いします。 (3番委員退席)
事務局	【議案第3号 No.567～No.594 議案書をもとに朗読】 【議案第3号 中間管理権 No.595～No.597 議案書をもとに朗読】 【議案第3号 所有権移転 No.598 議案書をもとに朗読】 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
議長	説明された議案につきまして、それぞれご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	無いようですので、それでは議案第3号農用地利用集積計画の決定について農業委員会は決定するというので、賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	それでは、議案第3号農用地利用集積の決定について農業委員会は決定する。 (3番委員着席)
議長	続いての報告第1号農用地利用配分計画 案 については報告事項ですので、各自確認をお願いします。 何かご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見・質問なし)
議長	ご意見無いようですので、これをもちまして農地議案審議を終了します。

平成31年2月21日



飯山市農業委員会議事録

議事録署名人

議長 _____ 印

議席番号 5 番 _____ 印

議席番号 9 番 _____ 印